

【表1】令和6年度の税率等 ※税率・金額の（ ）内は昨年度

	医療保険分 (0～74歳)	後期高齢者 支援金等分 (0～74歳)	介護保険分 (40～64歳)
所得割 (課税所得金額×税率)	7.45% (7.40%)	3.00% (2.82%)	2.28% (2.23%)
資産割 (固定資産税額×税率)	廃止 (3.75%)	廃止 (1.25%)	廃止 (0.62%)
均等割 (1人あたり)	2万9,800円 (2万6,500円)	1万2,000円 (1万1,000円)	1万3,000円 (改正なし)
平等割 (1世帯あたり)	2万2,100円 (改正なし)	7,000円 (6,600円)	7,000円 (6,600円)
課税限度額	65万円 (改正なし)	24万円 (22万円)	17万円 (改正なし)

※課税所得金額…前年中の総所得金額等から基礎控除を差し引いた金額

【表2】令和6年度の軽減対象世帯

7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数 ^{※1} -1)以下の世帯
5割軽減	43万円+29.5万円×国保加入者数 ^{※2} +10万円×(給与所得者等の数 ^{※1} -1)以下の世帯
2割軽減	43万円+54.5万円×国保加入者数 ^{※2} +10万円×(給与所得者等の数 ^{※1} -1)以下の世帯

※1 55万円を超える給与収入または60万円(65歳以上は125万円)を超える公的年金収入を有する人

※2 国保から後期へ移行し、引き続き国保加入者と同じ世帯に属する人(世帯主が変わった場合を除く)を含む

令和6年度の国民健康保険税率等が決められました【表1】。資産割が廃止となり、昨年度より税率の変更があります。また、法令に基づき、課税限度額の引き上げと、保険軽減対象世帯の拡大を行っています。

令和6年度の国民健康保険税率等が決められました【表1】。資産割が廃止となり、昨年度より税率の変更があります。また、法令に基づき、課税限度額の引き上げと、保険軽減対象世帯の拡大を行っています。

税

令和6年度国民健康保険税の税率が決まりました



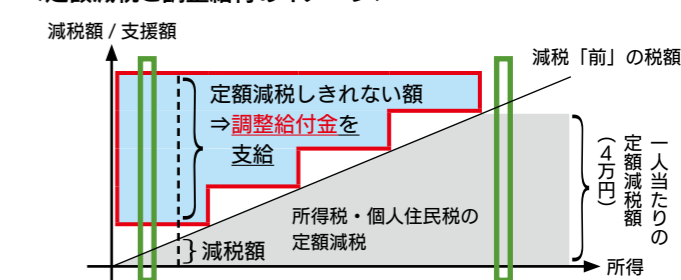
市ホームページ

税

定額減税と調整給付(定額減税補足給付金)

国税務課 ☎43-5213

<定額減税と調整給付のイメージ>



<例1>

- 一人暮らし
- 所得税1万円(減税前)
- 住民税所得割2万円(減税前)
- ⇒ 所得税から1万円の減税
- 住民税所得割から1万円の減税
- 定額減税しきれない所得税分の2万円が、調整給付金として支払われます。

<例2>

- 2人扶養
- 所得税10万円(減税前)
- 住民税所得割5万円(減税前)
- ⇒ 所得税から9万円の減税
- 住民税所得割から3万円の減税
- 定額減税しきれないので調整給付金なし

デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、納税者及び同一生計配偶者又は扶養親族1人につき、4万円(令和6年分の所得税から3万円・令和6年度分の個人住民税所得割から1万円)の「定額減税」が行われます。

その際、定額減税しきれないと見込まれる人に対しては、当該定額減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した「調整給付金」が支給されます。

対象者

- 次のいずれにも該当する人
- ① 所得税と個人住民税所得割の少なくとも一方を納めている人
- ② 合計所得金額が1,805万円以下の人

定額減税について

【所得税について】

所得税定額減税に関する詳しい情報は、国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」をご覧ください。



給与支払者向け所得税定額減税コールセンターでは、所得税の定額減税制度における給与の源泉徴収に関する一般的な質問や相談を受け付けています。

- ☎0120-741-237 受付時間9:00～17:00(土日祝除く)
- ※上記電話番号につながらない場合0570-02-4562(全国一律料金)または03-6626-2067(通常電話料金)
- ※洲本税務署の代表電話番号(0799-24-1212)に電話し、音声ガイダンスに沿って「4」を選択しても繋がります
- ※間違い電話が多くなっておりますので、くれぐれもかけ間違いのないようにご注意ください
- ※個別具体的な事実関係に応じた相談など個別相談を希望の人は、所轄の税務署に電話して面接予約してください

調整給付(定額減税補足給付金)について

- 令和5年の課税状況に基づき、給付額を算定のうえ、令和6年度個人住民税を課税している市町村より支給されます。
- 市ではただいま準備中です。8月以降に対象者へご案内する予定です。

ご注意ください!

「定額減税しきれないと見込まれる人」への給付金(「調整給付金」)の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」に注意してください。自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、南あわじ警察署(0799-42-0110)か警察相談専用電話(#9110)に連絡してください。

また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗る心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除してください。

国民年金

国民年金保険料免除等の申請受付が始まりました



市ホームページ

7月1日より令和6年7月分、令和7年6月分の保険料免除・納付猶予申請の受付を開始します。

保険料を未納のままにしておくと、将来の「老齢基礎年金」や「障害・死亡」といった不測の事態が生じたときの「障害基礎年金」「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(※)」があります。未納のままにせず、市役所総合窓口センターで手続きをしてください。

なお、学生の人は「学生納付特例」をご利用ください。

また、免除の申請は、申請書が受理された月から2年1ヵ月前までさかのぼって申請することができます。失業などにより保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している人は、市役所総合窓口センターまたは明石年金事務所へご相談ください。

※納付猶予制度：50歳未満の人(学生を除く)は、本人と配偶者の前年などの所得がそれぞれ一定額以下であれば保険料納付が猶予されます。猶予期間は、年金受け取りに必要な期間として計算されますが、老齢基礎年金額には反映されません。

マイナンバーから国民年金の手続きができます

国民年金第1号被保険者の加入手続き、付加保険料に関する手続き、産前産後免除に関する手続き、免除・納付猶予に関する手続き、学生納付特例に関する手続き、口座振替納付に関する手続きが可能です。

明石年金事務所管内出張年金相談

▽日時 8月22日(木) 午前10時15分～午後3時

▽場所 洲本市文化体育館

▽受付期間 7月23日(火)～ ※満席になり次第受付終了

▽受付 明石年金事務所

☎078・912・4983

音声案内①②

総合窓口センター ☎43・5212

陸の港西淡より徒歩 **1分** / 西淡三原 IC から車で **3分** / 南あわじ市火葬場まで **5分**

家族葬式場
1日1組限定・貸切ホール

りんね

「想い」に寄り添う、家族葬。

葬儀・仏壇・墓石・ギフト

株式会社 **神戸未来**

〒656-0322
南あわじ市志知 466-1
Fax 0799-36-0053

☎ **0799-36-0033**

神戸未来
りんね

車で5分
南あわじ市 斎苑 桜花の郷

陸の港西淡
バスターミナル 徒歩1分

西淡三原
インター 車で3分

HP

広告

あなたの最後を飾る大切な1枚

生前遺影

終活写真

生前遺影をご用意しておくことで『残されたご家族の負担が減る』・『ご自分で気に入った写真を使ってもらえる』などのメリットもあり撮られる方が増えてきました。元気な今を残されてはいかがでしょうか。

いしかわフォトスタジオ TEL 0799-52-1888
南あわじ市福良甲 560-1

広告